

令和6年度有料老人ホーム集団指導

変更届出・事故報告 立入検査計画について

池田市・箕面市・豊能町・能勢町
広域福祉課

目次

- ◆ はじめに
- ◆ 高齢者虐待の防止について
- ◆ 不適切事例に対する指導例
- ◆ よくある苦情について
- ◆ 変更届出・事故報告及び立入検査計画について
- ◆ みんなで守る命のボタン～集団感染ゼロを目指して～
- ◆ おわりに

変更届出・事故報告及び立入検査計画について 3

変更届出について①

老人福祉法

有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅は
広域福祉課への変更届出は不要です。

第29条第2項

前項の規定による届出をしたものは、厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、**変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。**

池田市・箕面市・豊能町・能勢町は、地方自治法第252条の17の2第1項に基づき、大阪府から当該事務に係る権限移譲を受けているため、大阪府知事ではなく、**所在市町長(広域福祉課宛て)**に届け出てください。



変更届出・事故報告及び立入検査計画について 4

変更届出について②

変更時に届出が必要な事項

有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅は
広域福祉課への変更届出は不要です。

◆ 施設の名称	◆ 設置法人の名称、所在地、代表者
◆ 所在地(住居表示)※移転は別途事前協議が必要	◆ 施設長の氏名、住所
◆ 構造・設備、専用区画、用途変更等	◆ 入居定員及び居室数
◆ 入居時に必要な費用(一時金の保全措置及び返還契約を含む)	
◆ 月額利用料等費用	◆ 施設サービスの内容
◆ 併設施設の状況等	◆ 重要事項説明書
◆ 入居契約書	◆ 管理規程

→変更のあった日から1ヶ月以内に届出が必要です。

変更届出・事故報告及び立入検査計画について 5

変更届出について③

事前の連絡が必要な事項

有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅は
広域福祉課への変更届出は不要です。

以下の事項を変更する場合は、有料老人ホーム設置運営指導指針への適合状況を事前に確認いたしますので、

必ず変更前に広域福祉課へご連絡いただきますようお願いいたします。

- 施設移転に伴う所在地変更 ※事前協議が必要です。
- 構造・設備、専用区画、用途変更等
- 入居定員及び居室数
- 入居時に必要な費用(一時金の保全措置及び返還契約を含む)
- 月額利用料等費用
- 施設サービスの内容

変更届出・事故報告及び立入検査計画について 6

変更届出について④

提出方法

有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅は
広域福祉課への変更届出は不要です。

変更届出の提出は、電子申請（提出フォーム）により行ってください。

- 【提出フォーム】変更届（有料老人ホーム）

https://logoform.jp/form/5CLo/yuuryou_henkou

※届出書の控えの返送が必要な場合は、郵送等でも受付は可能です。

変更届出・事故報告及び立入検査計画について 7

事故の報告について①

● 報告すべき事故の対象

- サービス提供中及びサービス提供に関連する入居者の事故

● 報告すべき事故の種類

- 死亡事故(事故死のほか、自殺を含むものとする)
- 負傷(骨折及び出血等により縫合した場合)
- 誤薬・誤嚥等により病院等を受診した場合
- 震災、風水害及び火災等によりサービス提供に影響する場合
- 食中毒、感染症及び結核については、保健所へ届け出たもののうち、緊急性・重大性が高い場合
- 職員(従業者)による法令違反等(高齢者虐待、財産侵害)のうち、利用者処遇に影響がある場合
- その他報告が必要と判断されるもの

変更届出・事故報告及び立入検査計画について 8

事故の報告について②

- 事業者側の過失の有無は問いません。入居者の自己過失による負傷等であっても、報告すべき事故の種類に該当する場合は報告をお願いします。
- 報告者・入居者・事故等の概要・事故時の対応・事故後の対応・再発防止に向けての今後の対応等を記載してください。
- 広域福祉課への事故報告は、事故発生後速やかに行っていただきますようお願いいたします。
 - ・ 続報がある場合は、その旨を明記した上で提出してください。
- 発生日時や事故の概要(種類)が詳細内容と整合していないものや、再発防止策が適切に記入されていないものが見受けられますのでご注意ください。
 - ・ 報告書内では専門用語や略語等をなるべく使用しないでください。
- 入居者の保険者及び施設の所在市町村へも提出の必要な場合がありますので、ご確認をお願いいたします。

変更届出・事故報告及び立入検査計画について 9

事故の報告について③

- 詳細は箕面市ホームページに掲載している「有料老人ホームにおける事故発生時の報告等について」を参照してください。

(箕面市ホームページ＞組織のご案内＞健康福祉部＞広域福祉課＞有料老人ホーム設置届等各種届出の受理及び運営指導等)

事故の報告と事故報告書の提出方法について

有料老人ホームで事故が発生した場合は、下記取扱いに沿って広域福祉課へ報告してください。(最終改定：令和6年10月4日)

- 有料老人ホームにおける事故発生時の報告等について (ワード：16KB)
- 事故報告書(例) (エクセル：34KB) (PDF：226KB)
- 参考通知：介護保険最新情報vol.943 (介護保険施設等における事故の報告様式等について) (PDF：227KB)

★ 提出方法

以下の提出フォームより提出してください。

- 【提出フォーム】事故報告書(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)

https://logoform.jp/form/5CLo/yuuryou_jiko_houkoku

- 報告すべき事故が発生した際には必ず広域福祉課へ報告しているか、漏れがないか、今一度、事故発生時の対応や体制についてご確認いただきますようお願いいたします。

変更届出・事故報告及び立入検査計画について¹⁰

令和6年度有料老人ホーム立入検査実施予定

◆ 対象施設

- ・ 池田市・箕面市・豊能町・能勢町に所在する有料老人ホーム及び有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅

◆ 実施期間

- ・ 令和7年3月末まで
- ・ 実施にあたっては、事前に電話連絡により日程調整を行ったうえで実施日の約1ヶ月前に実施通知を発出します。但し、緊急を要すると判断した場合など特別な事情があるときはこの限りではありません。

◆ 主な検査項目

- | | | | |
|-------------|----------|------------|----------|
| ・ 設備の状況 | ・ 職員の状況 | ・ 契約書・管理規程 | ・ 帳簿の保存等 |
| ・ 運営懇談会 | ・ 非常時対応 | ・ サービス提供 | ・ 衛生管理 |
| ・ 虐待防止・身体拘束 | ・ 外部サービス | ・ マニュアル | ・ 研修 |

等

次の動画をご視聴ください。